

沖繩県議会議史 第九卷 資料編 6

目次

口絵	
発刊のことば	沖繩県議會議長 志村 恵
帝国議會衆議院議事録(沖繩関係抄) 摘要目次	五
凡例	六三
解題	我部 政男 六五
帝国議會衆議院議事速記録(本會議)	一
資料	
衆議院議員名鑑	六二七
一 本県選出議員一覧	六二九
二 沖繩関係審議の際の議長、委員長及び発言議員一覧	六三五
総選挙一覧表	六五七
あとがき	六五九
編さん委員等名簿	六六二

帝国議会衆議院議事録（沖繩関係抄） 摘要目次

○帝国議会衆議院議事速記録（本会議）

注 本目次中の第一説会、第一説会の続、第二説会、第三説会とは、議会の本会議における議事手続の一種である説会制度の各段階をい、帝国議会衆議院の場合、第一説会では提案者の趣旨説明とそれに対する質疑及び委員会への付託、第一説会の続では委員長報告とそれに対する質疑、第二説会では逐条審議と修正案の審議、第三説会では討論、採決がそれぞれ行われる。

議 会	年 月 日	議 題	審 議 の 要 旨
第1回	明24・1・31	予算案（全院委員会）	予算案に対する質疑応答中、宮崎榮治君の電信架設に際し、我が帝国国防上緊要なる島嶼はどこかとの質疑に、沖繩を挙げた政府委員の答弁……………三
第2回	明24・12・2	那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法案	「那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法案」の第一説会……………四
第2回	明24・12・10	那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法案	「那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法案」の第一説会の続。委……………五

第4回	明25・12・16	航路拡張建議案	所設置法案
第4回	明25・12・22	予算案	
第4回	明26・1・13	海底電線架設ノ請願	
第4回	明26・2・17	航路拡張建議案	
第4回	明26・2・27	海底電線布設ニ関スル建議案	

員長報告の後、第一読会において保留されていた政府委員の答弁。第二読会、第三読会、採決、可決……………六

本建議案は、我が国のように環海の島嶼国にあつては航海業の消長が国家の隆盛と深い関係にあり、そのためには外国航路に対する助成や新航路の開設に政府は努めるべきであるとし、一方内國航路は北海道を除き助成金は概して与えない方向でのぞむべきであるとの内容で、発議者としては神戸・沖繩間の補助金一万三千円も削るべきであるとの立場に立って説明している。なお本建議案は趣旨説明、質疑の後委員会に付託……………九

予算案（内務省所管）の審議中、沖繩県の巡查、看守の俸給を削減する修正案を可決……………一二

國頭地方名護間切山入端村平民農岸本永栄外四百六十五名提出の「海底電線架設ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお本請願には衆議院の内閣総理大臣あての意見書あり。……………一三

「航路拡張建議案」の会議。委員長報告、質疑の後採決。結果は委員会における修正のとおり議決。なお委員会においては、沖繩のような島嶼については、助成金をもって航路補助の必要があれば政府としてその措置をとるべきであるとの観点から原案に対し修正を行った。……………一六

「海底電線布設ニ関スル建議案」の会議。提出者の趣旨説明、質疑応答の後採決、可決。なお本建議案は、沖繩等の島嶼に海底電線を布設して交通の便を開き、有事に備えることは国家極論上の

第5回	明26・12・7	明治二十二年勅令第四百十一号中改正法律案
第5回	明26・12・18	明治二十二年勅令第四百十一号中改正法律案
第5回	明26・12・19	明治二十六年度歳入歳出總予算追加案
第6回	明27・5・17	琉球国那覇港ニ於テ清国貿易ニ関スル船舶出入及貨物積卸許可法律案
第6回	明27・5・18	明治二十二年勅令第四百十一号第一条改正法律案
第6回	明27・5・25	明治二十二年勅令第四百十一号第一条改正法律案 議長ノ報告
第6回	明27・5・26	議長の報告

質問の理由に関する木内信君

急務であることを理由に、速やかにその費用を議會に提出されることを望むという内容となっている。……………一八

「明治二十二年勅令第四百十一号中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、沖縄県等における国税徴収手続の簡素化を図ることを目的とするもの。……………二二

「明治二十二年勅令第四百十一号中改正法律案」の第一説会の続。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………二二

「明治二十六年度歳入歳出總予算追加案」中、内務省所管、沖縄県地方費の採決、可決……………二四

「琉球国那覇港ニ於テ清国貿易ニ関スル船舶出入及貨物積卸許可法律案」の第一説会、第二説会、第三説会、採決、可決……………二五

「明治二十二年勅令第四百十一号第一条改正法律案」の第一説会。なお本法案は、前年の第五回帝國議會の衆議院においても可決されたが、帝國議會が停会を命ぜられ、廃案になったもの。……………二七

「明治二十二年勅令第四百十一号第一条改正法律案」の第一説会の続。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………二七

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、木内信君から政府に対し「沖縄県下八重山列島石垣島官有地貸下ニ関スル質問書」が提出された旨報告。なお参照のためとして同質問書の掲載あり。……………二八

右の質問書に関する木内信君の提出理由の開陳及び質疑応答。な

八重山群島瘴毒排除建議案

第6回 明27・5・28

議長ノ報告

第6回 明27・5・31

議長ノ報告

第6回 明27・6・1

質問の理由に関する林和一君
及び野出鎗三郎君の演説

第6回 明27・6・2

議長ノ報告

第6回 明27・6・2

お本質問書の趣旨は、内務次官松岡康毅が石垣島の官有地千五百町歩を洋式製糖場建設を理由に貸し下げを受けたものの、内実は単に開墾のため島民に貸し渡す業を営んでいるとして、その非をただそうというもの。……………二九

「八重山群島瘴毒排除建議案」の会議。提出者の趣旨説明、質疑応答の後委員会に付託。なお本建議案は、六月二日に衆議院が解散されたため議決に至らなかった。……………三四

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、木内信君提出に係る「沖縄県下八重山列島石垣島官有地貸下ニ関スル質問」に対し内務大臣臨時代理芳川司法大臣から答弁があった旨報告。なお同答弁書も併せて掲載……………三八

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、林和一君から政府に対し「判事ノ懲戒裁判ニ関スル質問書」が提出された旨、また野出鎗三郎君、板倉中君から政府に対し「裁判官ニ関スル質問書」が提出された旨報告。なお参照のためとして両質問書の掲載あり。……………三九

右の質問書に関する林和一君及び野出鎗三郎君の提出理由の開陳。なお両質問書の趣旨は、大審院判事千谷敏徳を裁判所構成法に違背しその意に反して下級の那覇地方裁判所長に転所させた理由は何か、また同判事がこの転所命令に従わなかったことをもって懲戒裁判に付した理由は何かというもの。……………四一

第9回	明29・3・10	沖縄県酒類出港税則中改正法律案	出官庁についての特例あり。(後掲本法案の第一説会の統参照)……………六六
第9回	明29・3・11	沖縄県酒類出港税則中改正法律案	「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第一説会の統。第二説会を開くことに決定……………六七
第9回	明29・3・12	農工銀行補助法案	「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第二説会、修正動議が提出されて採決の結果可決。第三説会、採決、可決……………六八
第9回	明29・3・14	農工銀行補助法案	「農工銀行補助法案」の第一説会の統。第二説会を開くことに決定……………七一
第9回	明29・3・16	徴疫予防法案	「農工銀行補助法案」の第二説会、第三説会、採決、可決……………七二
第9回	明29・3・26	飯匙蛇毒医学研究並ニ該蛇懸賞捕獲ニ関スル建議案	「徴疫予防法案」の第一説会の統。説会省略の動議が決議されて採決、可決。なお本法案の第一説会における原案の届出官庁は、沖縄県の場合「役所長」となっていたが、都区編制法の発布により「役所長」が廃されたので、それに伴う修正が行われた。……………七三
第12回	明31・5・30	沖縄県酒類出港税則中改正法律案	「飯匙蛇毒医学研究並ニ該蛇懸賞捕獲ニ関スル建議案」の会議。提出者の趣旨説明の後採決、可決。なお本建議案の趣旨は、沖縄諸島及び大隅諸島に栖息するハブの害を防ぐため、ハブ毒の研究をして医療の方法を講ずるとともに懸賞捕獲の方法によってその撲滅を図る計画を政府において樹てることを望むというもの。……………七四
第12回	明31・6・3	衆議院議員選挙法改正法律案 (他の税法案と一括議題)	「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第一説会。なお本法案は会期中に議了せず廢案となる。……………七六
		衆議院議員選挙法改正法律案	「衆議院議員選挙法改正法律案」の第一説会の統及び第二説会。本法案は政府提出案で、沖縄県にかかる部分については改正の対

第12回	明31・6・10	裁判所設立廃止及管轄区域変更ニ関スル法律案	象になつていない。ただ同法案の第二説会において、当時沖繩県同様本法が施行されていなかった北海道につき、同法を施行し議員の選出を可能ならしめる修正案が提出されたことから、それに対し、白石義郎君が討論において、会期との関係で同修正案の提出が遅いことを理由に反対を表明し、それとの関連で、次期議会において沖繩県についても北海道とともに議員の選出ができる方向で検討すべきである旨の発言を行った。なお本法案は、貴族院において廃案となつた。……………	七七
第13回	明31・12・8	沖繩県酒類出港税則中改正法律案 (他の税法案と一括議題)	「裁判所設立廃止及管轄区域変更ニ関スル法律案」の第一説会。なお本法案には、那覇地方裁判所管内に宮古区裁判所及び八重山区裁判所を設置する規定あり。本法案も右同様会期中に議了せず廃案となる。……………	七八
第13回	明31・12・19	沖繩県船税廃止法律案 間接国税犯則者処分法中改正法律案	「沖繩県酒類出港税則中改正法律案」の第一説会…………… 「間接国税犯則者処分法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、従来沖繩県及び北海道等に対しては同法の施行がなされていなかったものを、これらの地域に対しても施行しようというものの。……………	八〇
			「沖繩県船税廃止法律案」の第一説会……………	八一
			「間接国税犯則者処分法中改正法律案」の第一説会の続。説会省略の動議が決されて採決、可決……………	八二

沖繩県船稅廢止法律案

「沖繩県船稅廢止法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………八三

沖繩県砂糖買上制度廢止ニ関スル法律案

「沖繩県砂糖買上制度廢止ニ関スル法律案」の第一読会……………八四

沖繩県酒類出港稅則中改正法律案

「沖繩県酒類出港稅則中改正法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………八五

(他の稅法案と一括議題)

裁判所設立廢止及管轄区域變更ニ関スル法律案

「裁判所設立廢止及管轄区域變更ニ関スル法律案」の第一読会。なお本法案には、那覇地方裁判所管内に宮古区裁判所及び八重山区裁判所を設置する規定あり……………八六

裁判所設立廢止及管轄区域變更ニ関スル法律案

「裁判所設立廢止及管轄区域變更ニ関スル法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………八七

沖繩県砂糖買上制度廢止ニ関スル法律案

「沖繩県砂糖買上制度廢止ニ関スル法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………八九

衆議院議員選舉法改正法律案

「衆議院議員選舉法改正法律案」の第一読会。なお本法案は、政府提出によるものであるが、沖繩県については「当分議員ノ選舉ヲ行ハス」とのみ規定されていた。これに対し衆議院では、宮古、八重山を除く地域から議員二人を選出できるようにし、また選出方法については勅令でもって規定ができるよう修正を加えた……………九一

第13回 明32・2・9

沖繩県土地整理法案

「沖繩県土地整理法案」の第一読会……………九三

第13回	明32・2・20	沖繩県土地整理法案	決定……………九七
第13回	明32・2・22	衆議院議員選挙法改正法律案	「沖繩県土地整理法案」の第二読会。直ちに第三読会を開くこと の動議が決されて第三読会、採決、可決……………九九
第13回	明32・2・23	衆議院議員選挙法改正法律案	「衆議院議員選挙法改正法律案」の第一読会の続。なお委員長報告中、沖繩県に關しての委員会における修正議決についての詳しい報告あり。第二読会……………一〇四
第13回	明32・3・3	沖繩県土地整理法案	「衆議院議員選挙法改正法律案」の第二読会（続）。直ちに第三読会を開くことの動議が決されて第三読会、採決、可決……………一〇八
第13回	明32・3・9	衆議院議員選挙法改正法律案	「沖繩県土地整理法案」（貴族院回付）の会議。同法案は、衆議院で可決され貴族院に送付されたものが貴族院で修正を加えられたもので、採決の結果は、貴族院で修正された回付案を否決、次いで同法案について貴族院と協議するための両院協議会委員を選任……………一一三
第14回	明32・11・28	衆議院議員選挙法改正法律案 北海道区町村会議員総代人及 沖繩県区会議員等選挙ノ罰則	「衆議院議員選挙法改正法律案」（両院協議会の結果）の会議。 まず両院協議会の経過と結果が報告され、採決、再び貴族院案を 否決し衆議院案を可決したことにより、同法案は不成立となっ た……………一一五
			「北海道区町村会議員総代人及沖繩県区会議員等選挙ノ罰則ニ關 スル法律案」の第一読会……………一一八

ニ関スル法律案

第14回 明32・12・2

北海道区町村会議員総代人及
沖繩県区会議員等選挙ノ罰則

ニ関スル法律案

第14回 明32・12・19

衆議院議員選挙法改正法律案

「北海道区町村会議員総代人及沖繩県区会議員等選挙ノ罰則ニ関スル法律案」の第一読会の統。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一一九

第14回 明33・1・26

旧琉球藩吏役俸処分法案

「衆議院議員選挙法改正法律案」（政府提出）の第一読会。なお本法案には、沖繩県の場合、宮古、八重山を除く地域から議員二人を選出できるようにし、施行の期日については勅令で定めると規定されている。また他に議員発議による「衆議院議員選挙法改正法律案」が二件提出され、本法案とともに同一委員会に付託されたが、本法案が後掲のとおり一月三十一日の本会議で可決されたことにより両法案は消滅した。……………一二〇

「旧琉球藩吏役俸処分法案」の第一読会。なお本法案は新井章吾君外一名提出の議員立法である。……………一二二

「衆議院議員選挙法改正法律案」の第一読会の統及び第二読会……………一二五

第14回 明33・1・29

衆議院議員選挙法改正法律案

（議員立法の他の二件の衆議院議員選挙法改正法律案も併せて一括議題）

第14回 明33・1・31

衆議院議員選挙法改正法律案

（右に同じ）

「衆議院議員選挙法改正法律案」の第二読会の統、第三読会、採決、可決。なお政府提出案の沖繩県の議員定数二人（宮古、八重山を除く。）に対し、高木正年君から「那覇区、首里区、宮古島及び八重山島 一人」、「国頭郡 一人」、「中頭郡 一人」、「島尻郡 一人」計四人の修正案が提出されたが、採決の結果否

第14回	明33・2・2	沖繩県土地整理法中改正法律案	決となった。また議員立法二件は、政府提出案が可決されたことにより消滅した。……………一二七
第14回	明33・2・2	商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律案	「沖繩県土地整理法中改正法律案」の第一説会。本法案は、永田佐次郎君外三名提出の議員立法で、沖繩県土地整理法は前年に可決公布され本年四月一日から施行されることになっているが、同法第六条第一項により、村又は与から「浮掛」、「叶掛」をなし、その土地を所有した者が地租を徴取されるまで、従前の叶米又はそれに代わる報償を払うよう規定されているのに対し、本改正案によって払わなくてもよいようにしようというもの。……………一三〇
第14回	明33・2・6	商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律案	「商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律案」の第一説会。なお本法案は、商法施行前に設立された沖繩県農工銀行に係るもので、商法の施行に伴い登記の必要が生じたが同法にその手続等の規定がなく、本法案によってその欠漏を補おうというもの。……………一三三
第14回	明33・2・8	議員瀆職ニ関スル法律案	「議員瀆職ニ関スル法律案」の第一説会。の続における討論中、工藤行幹君の発言に、沖繩県の土地整理に関し、沖繩県人から法案の提出を依頼された議員が「其極一千元ノ割ニ手数料ヲ寄コセ」と要求した議員がある旨の陳述あり。……………一三四
第14回	明33・2・12	商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律案	「商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律案」の第一説会の続。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一三五
第14回	明33・2・13	沖繩県土地整理法中改正法律案	「沖繩県土地整理法中改正法律案」(永田佐次郎君外三名提出)の第一説会の続。委員長報告(委員会においては原案可決)の……………一三五

第14回 明33・2・19 旧琉球藩吏役俸処分法案

第14回 明33・2・23 衆議院議員選挙法改正法律案

第15回 明34・1・29 沖繩県酒類出港税則中改正法律案

〃

〃

砂糖消費税法案

(右二件は他の増税法案と一

後、政府委員の本法案に反対する弁明、本法案の第二説会を開くや否やの採決、開かないことに決定して廃案となる。……………一三七

「旧琉球藩吏役俸処分法案」(新井章吾君外一名提出)の第一説会の統。委員長報告(委員会においては修正議決)の後、政府委員の本法案に反対する弁明、本法案の第二説会を開くや否やの採決、開かないことに決定して廃案となる。……………一四一

「衆議院議員選挙法改正法律案」(両院協議会成案)の会議。両院協議会議長の報告、討論、採決、両院協議会成案のとおり可決。なお本法案は、衆議院で政府提出案に修正を加えて議決し、貴族院に送付、貴族院では衆議院送付案をさらに修正議決して衆議院に回付、衆議院では貴族院回付案を否決して両院協議会に持ち込んだもので、この両院協議会成案を貴衆両院が可決することによって本法案は成立した。本法案は明治四十五年に執行された沖繩県における初めての衆議院議員選挙の施行法律となった。なお後掲のように明治四十五年にも衆議院議員選挙法の改正が帝國議會に提出され、同法案中には沖繩県の議員定数を二人から四人に改める規定等が含まれていたが、貴衆両院の協議がととのわず、廃案となった。……………一四四

「沖繩県酒類出港税則中改正法律案」及び「砂糖消費税法案」の第一説会。なお両法案は、北清事件の軍備支弁のため他の増税法案とともに提案されたものである。……………一四七

第15回	明34・2・19	沖繩県酒類出港税則中改正法律案 砂糖消費税法案 （右二件は他の増税法案と一括議題）	「沖繩県酒類出港税則中改正法律案」及び「砂糖消費税法案」の第一読会の続、第二読会、第三読会、採決、可決……………一四九
第16回	明35・2・6	沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案 砂糖消費税法中改正法律案 （他の税法案と一括議題）	「沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案」の第一読会……………一五二
第16回	明35・2・15	沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案 砂糖消費税法中改正法律案 （他の税法案と一括議題）	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、酒精原料として使用される砂糖等に対する課税方法の簡素化を図ろうというもの……………一五三
第16回	明35・2・18	沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案 砂糖消費税法中改正法律案 （他の税法案と一括議題）	「沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一五四
第16回	明35・2・22	沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案 砂糖消費税法中改正法律案 （他の税法案と一括議題）	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会、第三読会、採決、可決。なお一括議題になった議員発議の「輸入原料砂糖戻税法案」に係る討論等も参考のため採録した……………一五六
第16回	明35・3・4	沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案 砂糖消費税法中改正ニ関スル法律案	「沖繩県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律案」（貴族院回付）の会議。貴族院修正のとおり可決……………一六四
第18回	明36・5・28	砂糖消費税法中改正ニ関スル法律案	「砂糖消費税法中改正ニ関スル建議案」の会議。発議者の趣旨説……………一七

第18回	明36・5・31	建議案 砂糖消費税法中改正ニ関スル 建議案	明。なお本建議案の趣旨は、外国産粗糖（ザラメ）と内国産粗糖（黒糖）の間には課税上の不公平があり是正されたしというもの。……一六五
第20回	明37・3・23	非常特別税法案 沖縄県酒類出港税則中改正法 律案	採決、可決……一六六
第20回	明37・3・26	非常特別税法案 沖縄県酒類出港税則中改正法 律案	「非常特別税法案」、 「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」、 「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第一読会。なおこれらの法案は、 動議によって政府委員による趣旨説明が省略されているが、その 提案の目的は日露戦争の戦費に充てるための増税で、「非常特別 税法案」の中には砂糖消費税の値上げも含まれている。……一六八
第21回	明37・12・3	非常特別税法中改正法律案	「非常特別税法案」、 「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第一読会の続、第二読会、第三読 会、採決、可決……一七〇
第21回	明37・12・3	非常特別税法中改正法律案 （右三件は他の税法案と一括 議題）	「非常特別税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案も日露戦 争の戦費に充てるための増税を図るもので、案の中には沖縄県酒 類出港税や砂糖消費税の改正も含まれている。……一七三
第21回	明37・12・17	非常特別税法中改正法律案 沖縄県酒類出港税則中改正法 律案	「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」の第一読会。本法案も右と 同じ。……一七四

第21回	明38・1・24	沖繩県酒類出港税則中改正法律案	省略の動議が決議されて採決、可決……………	一七五
第21回	明38・1・24	古物商取締法中改正法律案	「沖繩県酒類出港税則中改正法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………	一七七
第21回	明38・1・26	質屋取締法中改正法律案	「古物商取締法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、従来沖繩県に施行されていなかった古物商取締法を沖繩県に施行しようというもの……………	一七七
第21回	明38・1・26	市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律案	「質屋取締法中改正法律案」の第一読会。本法案も右と同じ……………	一七八
第21回	明38・1・26	市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律案	「市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律案」の第一読会……………	一七八
第21回	明38・1・26	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、従来六か月内に精製されない砂糖原料について、どのような場合でも課税されていたのを、災害によって亡失した場合には政府の承認を受けて免税にしようというもの……………	一七九
第21回	明38・1・31	市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律案	「市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律案」の第一読会の続。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………	一八〇
第21回	明38・2・4	古物商取締法中改正法律案	「古物商取締法中改正法律案」の第一読会の続。読会省略の動議……………	一九

第22回	明39・3・19	工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法案	「工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法案」の第一説会の続、第二説会。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一九〇
第22回	明39・3・26	衆議院議員選挙法中改正法律案	「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会の続。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一九二
第23回	明40・2・12	輸入原料砂糖戻税法中改正法律案	「輸入原料砂糖戻税法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、直接沖縄県と関係するものではないが、本法案の趣旨説明に当たった大蔵大臣の説明中に、我が国の糖業政策並びに沖縄県の糖業保護に関する部分があるので採録した。……………一九三
第23回	明40・2・16	瀬予防ニ関スル法律案	「瀬予防ニ関スル法律案」の第一説会。なお本法案には、検診に関する費用、救護費等府県が負担するものについて、沖縄県の場合同庫の負担とする特例規定あり。……………一九五
々	々	衆議院議員選挙法中改正法律案	「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会。本法案は、森本駿君外二名提出の議員立法で、前掲(明39・3・17)の法案と同一の内容。なお本法案も貴族院において審議未了となった。……………一九七
第23回	明40・2・21	瀬予防ニ関スル法律案	「瀬予防ニ関スル法律案」の第一説会の続、第二説会。読会省略の動議が決されて採決、可決……………一九八
第23回	明40・3・9	衆議院議員選挙法中改正法律案	「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。読会省略の動議が決されて採決、可決。なお本法案は、前掲(明40・2・16)の森本駿君外二名提出の法案である。……………一九九
第24回	明41・1・23	沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スルと一括議題)	「沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スル法律案」、「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」、「沖縄県ニ於ケル

法律案	第24回	〃	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県酒類出港税則中改正法律案	明41・2・4	〃	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案							
(右三件は他の税制整理法案と一括議題)							
酒造税法中改正法律案							
砂糖消費税法中改正法律案							
(右二件は日程追加の上他の増税法案と一括議題)							
府県制中改正法律案							
沖繩県ノ負担及国庫補助ニ関スル法律案							
国有林野法中改正法律案							
酒造税法中改正法律案							
砂糖消費税法中改正法律案							
(右二件は他の増税法案と一括議題)							

旧租免除ニ関スル法律案」の第一説会……………二〇一

「酒造税法中改正法律案」、「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会……………二〇三

「府県制中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、沖繩県に府県制を施行する場合に備えてのもの。……………二〇四

「沖繩県ノ負担及国庫補助ニ関スル法律案」の第一説会……………二〇四

「国有林野法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、沖繩県の柚山について、従来その管理、処分等旧慣によつていたものを

一部の例外を除き国有林野法と同様な制度にしようというもの。……………二〇五

「酒造税法中改正法律案」、「砂糖消費税法中改正法律案」の第一

説会の統、第二説会、第三説会、採決、可決……………二〇六

第24回	明41・2・6	府県制中改正法律案 沖繩県ノ負担及国庫補助ニ関スル法律案
〃	〃	
第24回	明41・2・20	国有林野法中改正法律案 (右二件は一括議題)
第24回	明41・2・27	沖繩県及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スル法律案
〃	〃	沖繩県酒類出港税則中改正法律案
第24回	明41・3・10	(他の税法案と一括議題) 沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案
第24回	明41・3・26	沖繩県酒類出港税下戻ノ請願 議長ノ報告
第25回	明42・2・13	
第25回	明42・2・16	質問主意書の理由に関する山根正次君の演説

「府県制中改正法律案」、「沖繩県ノ負担及国庫補助ニ関スル法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二〇九

「国有林野法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二一一

「沖繩県及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スル法律案」、「沖繩県酒類出港税則中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二一三

「沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案」の第一読会の続。第二読会を開くや否やの採決、開かないことに決定して廃案となる……………二一九

沖繩県那覇区字西八十九番地平民運送業川崎覚太郎提出「沖繩県酒類出港税下戻ノ請願」の会議、委員長報告の後採決、採択……………二二〇
議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、山根正次君から政府に対し「沖繩県医師会役員解職ニ関スル質問主意書」が提出された旨報告。なお参照のためとして質問主意書の掲載あり……………二二一
右の質問主意書に関する山根正次君の提出理由の開陳。なお参照のため沖繩県医師会会頭金城紀光から内務大臣男爵平田東助あて……………二二二

〃	〃	砂糖消費税法中改正法律案	の「上申書」の掲載あり。	二二二
〃	〃	関稅定率法輸入稅表中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」、 「関稅定率法輸入稅表中改正法律案」の第一説會。なおこれら三法案は、中川虎之助君外二名提出の議員立法で、黒糖、白下糖の砂糖消費稅の値下げ、内地産に比べ厚い保護を受けている台湾産砂糖との關係における關稅の値上げによる増収、さらにはこの關稅の値上げに伴う業者による見越輸入の防遏を図ることを目的としたもの。	二二六
〃	〃	臨時砂糖消費税法案	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、山根正次君提出に係る「沖繩縣醫師會役員解職ニ關スル質問主意書」に対し政府から答弁書の送付があつた旨報告。なお内務大臣法学博士男爵平田東助からの答弁書も併せて掲載	二二一
第25回	明42・2・18	議長ノ報告	「沖繩縣罹災救助基金法案」の第一説會	二二二
〃	〃	沖繩縣罹災救助基金法案	「輸入原料砂糖戻税法中改正法律案」と次掲の「砂糖消費税法中改正法律案」とは同一の委員會に付託され、委員長は「輸入原料砂糖戻税法中改正法律案」の委員長報告の際、併せて前掲中川虎之助君外二名提出の「砂糖消費税法中改正法律案」の報告を行った。	二二三
第25回	明42・2・25	輸入原料砂糖戻税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説會の統、第二説會。説會省略の動議が決されて採決、可決。なお本法案は、黒糖、白下糖の稅額を安くしようというものであるが、政府委員による本法案に反対する意見の開陳あり。	二二四

第25回	明42・3・2	沖繩県罹災救助基金法案 衆議院議員選挙法中改正法律案	「沖繩県罹災救助基金法案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決されて採決、可決……………二三六
〃	〃	衆議院議員選挙法中改正法律案 （他二件の同題名の法律案と一括議題）	「衆議院議員選挙法中改正法律案」（同題名の法律案が三件一括議題となるも、うち一件は議事日程延期となる。）の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決されて採決、可決（二件とも同じ）。なお両法案はいずれも議員立法で、そのうち日程第十三の小泉又次郎君外七名提出の法案について委員会では修正を加え、沖繩県の場合「那覇区、首里区、島尻郡、中頭郡、国頭郡二人」とあるのを「沖繩県二人」とし、従来除外されていた宮古郡、八重山郡も選挙区に含めた。本法案は貴族院で成立せず廢案となった……………二三七
第25回	明42・3・16	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」（貴族院回付）の会議。同法案は、衆議院で可決され貴族院に送付されたものが貴族院で修正を加えられたもので、採決の結果は貴族院で修正された回付案を否決。次いで同法案について貴族院と協議するための両院協議会委員を選任……………二三九
第25回	明42・3・20	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」（両院協議会成案）の会議。まず両院協議会の経過と結果が報告され、採決、貴族院修正どおり可決……………二四〇
第26回	明43・1・22	沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案 （他の税制整理法案と一括議	「沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案」の第一読会……………二四一

第26回	明43・2・1	沖繩県諸禄処分法案 議長ノ報告	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会……………二四二
第26回	明43・2・5	沖繩県諸禄処分法案 議長ノ報告	「沖繩県諸禄処分法案」の第一説会……………二四三
第26回	明43・2・8	砂糖政策ニ関スル質問 砂糖消費税法中改正法律案	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、中川虎之助君から政府に対し「砂糖政策ニ関スル質問主意書」が提出された旨報告。なお参照のためとして質問主意書の掲載あり。……………二四六
第26回	明43・2・12	（他の税制整理法案と一括議題） 砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会の統、第二説会、第三説会、採決、可決……………二四七
第26回	明43・2・19	沖繩県諸禄処分法案 議長ノ報告	「沖繩県諸禄処分法案」の第一説会の統、第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………二五六
第26回	明43・3・1	議長ノ報告	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、中川虎之助君提出に係る「砂糖政策ニ関スル質問主意書」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告。なお大蔵大臣侯爵桂太郎、内務大臣法学博士男爵平田東助、農商務大臣男爵大浦兼武連名の答弁書も併せて掲載……………二五八
第26回	明43・3・5	那覇港修築工事ヲ沖繩県ニ引継ク事ニ関スル法律案 議長ノ報告	「那覇港修築工事ヲ沖繩県ニ引継ク事ニ関スル法律案」の第一説会……………二六〇
第26回	明43・3・8	議長ノ報告	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、参照のた

第26回	明43・3・11	那覇港修築工事ヲ沖繩県ニ引継グ事ニ関スル法律案	糖業政策ニ関スル再質問
第26回	明43・3・14	沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案	衆議院議員選挙法中改正法律案
第26回	明43・3・23	議長ノ報告	

めとして中川虎之助君から提出された「糖業政策ニ関スル再質問主意書」を掲載した。なお同質問主意書に対する政府の答弁書は、三月一日の本会議において議長から提出があった旨報告されていたが、中川虎之助君から再質問は次の本会議まで延期したいとの希望が出され、撤回されていたものである。……………二六一
右の再質問主意書に關する中川虎之助君の提出理由の開陳……………二六一
「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一読会の統、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決。なお本法案は、小泉又次郎君外七名提出の議員立法で、その内容は「明42・3・2」に可決された同題名の法案と同一で、当初の案では沖繩県の選挙区について規定がなかったものを委員会において修正を加え、従来同法の施行外にあった宮古郡、八重山郡も選挙区に含めた。本法案は貴族院で否決される。……………二六六
「那覇港修築工事ヲ沖繩県ニ引継グ事ニ関スル法律案」の第一読会の統、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二六八
「沖繩県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律案」の第一読会の統、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二六九
議長は、議事日程を全部終了した後の「議長ノ報告」において、中川虎之助君提出に係る「糖業政策ニ関スル再質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告。なお大蔵大臣侯爵桂太郎、内務大臣男爵平田東助、農商務大臣男爵大浦兼武連名の答弁書も併せて掲載……………二七一

第27回	明44・1・21	沖繩農工銀行補助ニ関スル法律案	「沖繩農工銀行補助ニ関スル法律案」の第一読会……………二七二
第27回	明44・1・31	沖繩農工銀行補助ニ関スル法律案	「沖繩農工銀行補助ニ関スル法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二七三
第27回	明44・2・9	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、白下糖についても税額を黒糖同様、現行の「百斤ニ付三元」を「二元」に改めようというもの……………二七四
第27回	明44・2・28	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………二七七
第27回	明44・3・9	議長ノ報告	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、参照のためとして塚田啓太郎君から提出された「貴族院令第六条ニ関スル質問主意書」を掲載した。なお同質問主意書は、三月二日の本会議において議長から提出があった旨報告されていたもので、内容のうち一つは、北海道及び沖繩県から多額納税者議員を選出すべき時機に至っていると考えるが政府はどのような意見を持っているかというもの……………二八三
第27回	明44・3・14	貴族院令第六条ニ関スル質問 明治二十三年法律第百三号廢止法律案	右の質問主意書に関する塚田啓太郎君の提出理由の開陳……………二八三 「明治二十三年法律第百三号廢止法律案」の第一読会。なお本法案は、従来本法によってその施行が停止されていた旧商法（その後第三編破産以外は全面改正された。）を、本法を廢止することによって既に沖繩県にも施行されている改正商法同様、旧商法中の破産に関する規定も施行しようというもの……………二八七

第27回	明44・3・16	内地租糖業保護ニ関スル建議 議長ノ報告 案	「内地租糖業保護ニ関スル建議案」の會議。提出者の趣旨説明の後、委員會に付託……………二八八
第27回	明44・3・18	明治二十三年法律第百三號廢止法律案 砂糖消費稅法中改正法律案	「明治二十三年法律第百三號廢止法律案」の第一說会の統、第二說会。說会省略の動議が決して採決、可決……………二九〇
第27回	明44・3・20	内地租糖業保護ニ関スル建議案 旧琉球藩吏役俸処分法制定ノ請願	「内地租糖業保護ニ関スル建議案」の會議。委員長報告の後採決、可決……………二九二
第27回	明44・3・21	砂糖政策ニ関スル請願外一件 内国粗糖生産費補助金下附ノ請願外三件 糖業保護ニ関スル請願	沖繩縣那覇区字泉崎土族屋宜宜編外三十四名提出の「旧琉球藩吏役俸処分法制定ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択……………二九三 香川県大川郡白鳥村鎌田虎太郎外四十六名及び同県三豊郡和田村田中甚造外百八十名提出の「砂糖政策ニ関スル請願」、鹿児島市潮見町鹿兒島糖業商同業組合長安田為傳外十五名、徳島県板野郡松島村平民藤木利之丞外七十六名、沖繩縣中頭郡西原村玉那覇重善外二十三名及び沖繩縣那覇区沖繩糖商同業組合長仲吉朝助提出の「内国粗糖生産費補助金下附ノ請願」、鹿児島県大島郡砂糖同業組合長富田嘉則提出の「糖業保護ニ関スル請願」の會議。委員

第28回 明45・2・6

砂糖消費税法中改正法律案

長報告の後採決、採択……………

二九四

第28回 明45・2・27

衆議院議員選挙法中改正法律案

「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、中川虎之助君外十三名提出の議員立法で、黒砂糖及び白下糖の税額を値下げしようというもの。しかし後掲(明45・3・20)のとおり政府との関係で撤回された。……………

二九八

第28回 明45・3・5

衆議院議員選挙法中改正法律案

「衆議院議員選挙法中改正法律案」(政府提出)の第一説会。なお本法案には、沖縄県における選挙区、議員定数(従来の二人を四人に)の改正及び初めての選挙に当たっての選挙人名簿の調整に關しての規定あり。本法案は、後掲(明45・3・23)のとおり貴族院で修正され、両院協議会で協議されたが意見の一致を見ることができず、採決の結果、衆議院案のとおり決せられたが、貴族院が両院協議会成案を否決するに至り廃案となった。……………

三〇二

第28回 明45・3・20

砂糖消費税法中改正法律案

第三説会、採決、可決……………

三〇三

〃

衆議院議員選挙法中改正法律案

「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会の続。本法案の提出者の一人である山岡国吉君から本法案撤回の理由の開陳がなされ、撤回は許可された。なお撤回の理由は、政府が次年度の予算まで調査研究し議院側の希望を満たしたいとしたからとしている。……………

三〇五

(日程追加)

第28回

明45・3・23

衆議院議員選挙法中改正法律案

第28回

明45・3・25

旧琉球藩吏役俸処分法制定ノ請願外三件

旧琉球藩吏金禄処分誤謬訂正ノ請願

第30回

大2・3・8

裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律案

裁判所管轄区域ニ関スル法律案

(右二件は他の法案と一括議題)

第30回

大2・3・11

所得税法中改正法律案

の委員を選挙した。

「衆議院議員選挙法中改正法律案」(両院協議会成案)の会議。

採決の結果は両院協議会成案(最初の衆議院案)のとおり可決。

しかし前掲のとおり貴族院がこの両院協議会成案を否決して本法

案は廃案となった。その結果、沖縄県で行われた最初の衆議院議

員選挙(明治四十五年五月十五日執行)は議員定数二人のままで

選挙が行われた。

沖縄県那覇区字泉崎二千二十九番地土族雑業屋宜宣綿外七百四十

五名、沖縄県首里区字久場川千四十五番地土族雑業真志喜安愈外

百九十五名、沖縄県那覇区字西十五番地土族商久志助保外十九名

及び沖縄県同区字久米二千六百四番地土族雑業普久嶺徳芬外八十

七名提出の「旧琉球藩吏役俸処分法制定ノ請願」、沖縄県島尻郡

大里村字与那原三千百二十九番地土族雑業伊江朝信外四名提出の

「旧琉球藩吏金禄処分誤謬訂正ノ請願」の会議。委員長報告の後

採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。

「裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律案」、「裁判所管轄区域ニ

関スル法律案」の第一読会。なお両法案は、前者が宮古区裁判所

及び八重山区裁判所の廃止、後者が那覇地方裁判所の管轄区域を

定めたもの。

「所得税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案には、従来沖

第30回	大2・3・13	裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律案 裁判所管轄区域ニ関スル法律案	<p> 福県には本法を施行しないと規定してあった特例規定を削除して沖繩県にも本法を施行する旨の規定あり。しかし後掲(大2・3・24)のように委員会においては、同条項について大正七年まで五年間施行を延期するとする修正を行い、本会議でもそのとおり修正議決された。 </p>	三一三
〃	〃	案 (右二件は他の法案と一括議題)	<p> 「裁判所廃止及名称変更ニ関スル法律案」、「裁判所管轄区域ニ関スル法律案」の第一読会の続、第二読会、第三読会、採決、可決 </p>	三一四
第30回	大2・3・24	所得税法中改正法律案 (日程追加)	<p> 「所得税法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会、第三読会、採決、可決 </p>	三一七
第35回	大3・12・19	衆議院議員選挙法中改正法律案	<p> 「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、沖繩県選出議員岸本賀昌君外一名提出による議員立法で、従来沖繩県の場合、選挙区及び議員定数は、宮古郡、八重山郡を除く沖繩県の区域から二人を選出することになって、いたものを、那覇区から一人、首里区及び郡部から三人計四人を選出するように改正しようというもの。しかし本法案は十二月二十五日に衆議院が解散されたため廃案となった。 </p>	三一九
第36回	大4・6・4	衆議院議員選挙法中改正法律案	<p> 「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、沖繩県選出議員岸本賀昌君外二名提出によるもので、その内容は </p>	三一九

衆議院議員選挙法違反事件検査ニ関スル建議案

前掲のものと同じである。

衆議院議員選挙法中改正法律案

「衆議院議員選挙法違反事件検査ニ関スル建議案」の会議。なお本建議案の趣旨は、大正四年三月執行の衆議院議員選挙における政府の検査は峻酷に失する嫌いがあり、人権蹂躪の非難を聞くことが多く、将来このようなことがないようにすべきであるというものであるが、その添付資料に、日本弁護士協会が各地の弁護士会に照会したと思われる照会文に那覇弁護士会長磯部亮邦が寄せた回答文が掲載されている。ただしその内容は衆議院議員選挙に係るものではなく、参考のためとして大正四年一月二十八日八重山郡で執行された県会議員補欠選挙に係る事例を回答している。本建議案は提出者の趣旨説明の後委員会に付託されたが、その後日程に上らず審議未了となった。

衆議院議員選挙法中改正法律案

「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。説会省略の動議が決されて採決、可決。なお本法案は、前掲の沖縄県選出議員岸本賀昌君外二名提出によるもの。また本法案は会期最終日に可決されたため貴族院において審議されず廃案となった。

衆議院議員選挙法中改正法律案

「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、高木益太郎君外一名提出の議員立法で、沖縄県の選挙区及び議員定数についても「那覇区一人」、「郡部（首里区トモ）三人」と改正しようというもの。

案

小池仁郎君外六名提出の議員立法で、沖縄県に関する部分は前掲の高木益太郎君外一名提出と同じ……………

三四

第37回 大5・2・5

衆議院議員選挙法中改正法律案

「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決。なお本法案は、前掲二件の法案より先に提出された小泉又次郎君外十二名提出の案で、本法案には沖縄関係の規定はなかった。これら三件の法案は、同一の委員会に付託されたが、前掲二件は委員会に保留になり、本法案のみが第一読会の続に上程されたものである。委員長報告によると、同委員会の委員の一人である沖縄県選出議員岸本賀昌君から那覇区を加える修正意見が委員会において提出され可決されたとされているが、会議録に法案が掲載されていないので詳細は不明である。また本会議においては岸本賀昌君の政府に対する要望発言もあるが、本法案は貴族院で第一読会が開かれた後審議されず、廃案となる。……………

三三八

第37回 大5・2・24

明治四十年法律第十一号中改正法律案

「明治四十年法律第十一号中改正法律案」の第一読会。なお本法案は「獅子防ニ関スル法律」の改正案で、本法施行当時沖縄県には府県制が施行されていなかったことから救護費、検診に関する費用は国庫負担となっていた。これを府県制の施行に伴い他府県並みにしようというもの。……………

三三九

第37回 大5・2・27

明治四十年法律第十一号中改正法律案

「明治四十年法律第十一号中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………

三四四

第39回 大6・6・26

裁判所ノ設立ニ関スル法律案

「裁判所ノ設立ニ関スル法律案」及び「大正二年法律第九号中改……………

三四五

第39回	大6・7・7	大正二年法律第九号中改正法律案 (右二件は一括議題)	「裁判所ノ設立ニ関スル法律案」及び「大正二年法律第九号中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………三四八
第39回	大6・7・10	所得税法中改正法律案 (右二件は一括議題)	「所得税法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、児玉好熊君外一名提出による議員立法で、大正七年分まで沖縄県への施行が延期となっている本法をさらに大正十二年分まで延期しようというもの。しかし本法案は貴族院において廃案となった。……………三五〇
第39回	大6・7・11	所得税法中改正法律案 (日程追加)	「所得税法中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………三五一
第40回	大7・3・12	沖縄県特別自治制撤廃ニ関スル建議案	「沖縄県特別自治制撤廃ニ関スル建議案」の会議。なお本建議案は、奥田栄之進君外二名の提出によるもので、会議においては児玉好熊君が趣旨説明を行った後、沖縄県選出議員我如古染一郎君が同様に趣旨説明を行った。また本建議案は「鹿児島県大島郡島嶼町村制撤廃ニ関スル建議案」とともに同一委員会で審査された。……………三五四
第40回	大7・3・16	沖縄県特別自治制撤廃ニ関スル建議案	「沖縄県特別自治制撤廃ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……………三五八
第41回	大8・2・25	(他の建議案一件と一括議題) 衆議院議員選挙法中改正法律案	「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、……………三五五

案

(日程追加)

政府の提出によるもので、沖縄県関係については、従来宮古、八重山を除く沖縄県全域を一選挙区として二人を選出することになっていたものを「第一区 那覇区 一人」、「第二区 島尻郡、宮古郡、八重山郡 二人」、「第三区 首里区、中頭郡 一人」、「第四区 国頭郡 一人」と四選挙区から五人を選出する案となっている。本法案は、衆議院で可決後貴族院でも可決され、翌大正九年に行われた総選挙から適用された。また本法案が付託された特別委員会には本法案より先に第一説会上程された同題名の議員立法が二件あり、両法案とも沖縄県の選挙区及び定数について二選挙区から四人を選出するように改める規定を置いていたが、政府案が可決されたことにより廃案となったため割愛した。……三五九

「衆議院議員選挙法中改正法律案」(三件)の第一説会の続、第二説会、第三説会、採決、政府提出案のみ可決……………三六一

第41回 大8・3・8

衆議院議員選挙法中改正法律案

(他の二件の同題名の法案と一括議題)

第41回 大8・3・11

甘蔗作ニ関スル質問

沖縄県選出議員我如古葉一郎君は、二月二十日に「甘蔗作ニ関スル質問主意書」を提出、三月十一日の本会議における質問の会議で、口頭によってその説明を行った。……………三六五

第41回 大8・3・18

沖繩県ニ於ケル「マラリヤ」予防撲滅ニ関スル建議案

「沖繩県ニ於ケル「マラリヤ」予防撲滅ニ関スル建議案」の会議。沖縄県選出議員我如古葉一郎君外四名提出の本建議案に対する、我如古葉一郎君の趣旨説明……………三六八

第41回 大8・3・18

議長ノ報告

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」の中で、前掲の我如

第41回	大8・3・24	沖繩県ニ於ケル「マラリヤ」予防撲滅ニ関スル建議案	古楽一郎君提出に係る「甘蔗作ニ関スル質問」に対し政府からの答弁書を受領した旨報告、同答弁書を掲載した。……………三七〇
第42回	大9・1・29	明治四十一年法律第二十四号中改正法律案 (他の増税法案と一括議題)	「沖繩県ニ於ケル「マラリヤ」予防撲滅ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……………三七一
第42回	大9・2・10	明治四十一年法律第二十四号中改正法律案 (他の増税法案と一括議題)	「明治四十一年法律第二十四号中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、従来沖繩県の酒造税率が本土の三分の一であったものを本土並みにしようというもの。本法案は衆議院で可決された後、貴族院でも審議されたが、会期との関係で成立しなかった。……………三七三
第43回	大9・7・5	明治四十一年法律第二十四号中改正法律案 (他の増税法案と一括議題)	「明治四十一年法律第二十四号中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が採決、可決……………三七四
第43回	大9・7・13	明治四十一年法律第二十四号中改正法律案 (他の増税法案と一括議題)	「明治四十一年法律第二十四号中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が採決、可決……………三七八
第44回	大10・3・8	市制中改正法律案 町村制中改正法律案 (右二件は一括議題)	「市制中改正法律案」及び「町村制中改正法律案」の第一読会。なお「市制中改正法律案」には、沖繩県の区(那覇区、首里区)を廃して市にする場合の経過規定、「町村制中改正法律案」には、従来同法に沖繩県には同法を施行せずと規定していた特例規定を削り、沖繩県にも本土同様な町村制を施行する旨の規定が含

第44回

市制中改正法律案

まれている。……………三七九

町村制中改正法律案

町村制中改正法律案

「市制中改正法律案」及び「町村制中改正法律案」の第一読会の
続、第二読会、第三読会、採決、可決……………三八一

第44回

羽地村字仲尾次、大宜味村、
国頭村役場所在地間電信架設
ノ請願

沖繩県国頭郡国頭村長宮城栄喜提出「羽地村字仲尾次、大宜味
村、国頭村役場所在地間電信架設ノ請願」の会議。委員長報告の
後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………三八三

第45回

軍人恩給並扶助料増加ノ請願

「軍人恩給並扶助料増加ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、
採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………三八五

第45回

農業倉庫業法中改正法律案

「農業倉庫業法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、沖繩
県選出全議員の共同提案によるもので、本会議における趣旨説明
は花城永渡君が行つた。本法案の趣旨は、従来農業倉庫の受寄物
が穀物及び繭に限られていたものを砂糖についても受寄物とする
こととし、沖繩県等の産糖地域にも本法の恩恵を及ぼさうといふ
もの。……………三八六

第46回

都市計画法中改正法律案

「都市計画法中改正法律案」及び「明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案」の第一読会。なお両法案の沖繩県に関する部分
は、従来沖繩県においては地租附加税に關し特別の税率を定めて
……………三八七

第46回

農業倉庫業法中改正法律案

……………三八七

第46回

都市計画法中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回

明治四十一年法律第三十七号
中改正法律案

……………三八七

第46回	大12・3・5	(右二件は一括議題) 農業倉庫業法中改正法律案	三八九
第46回	大12・3・10	衆議院議員選挙法別表中改正ニ関スル建議案	三九一
第46回	大12・3・15	都市計画法中改正法律案 明治四十一年法律第三十七号 中改正法律案 (右二件は日程追加の上一括議題)	三九五
第46回	大12・3・21	産業組合ニ対シ煙草小売指定ノ請願 越来村ニ郵便局設置ノ請願	三九八

いたが、これを他府県並みにしようというもの。……………三八九

「農業倉庫業法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、沖縄

県選出議員花城永渡君外四名提出によるもので、前掲(大11・3

・14)に提出された同題名の法案と同題旨である。……………三九一

「衆議院議員選挙法別表中改正ニ関スル建議案」の会議。なお本

建議案の趣旨は、衆議院議員選挙法が大正八年に改正されて以来

十三の市(その中に首里市あり。)が誕生しているので、これら

の市を独立の選挙区とするよう同法の改正を図るべきであるとい

うもの。……………三九三

「都市計画法中改正法律案」及び「明治四十一年法律第三十七号

中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決

されて採決、可決……………三九五

沖縄県八重山郡与那国村公吏真城名元輔外二十一名提出の「与那

国村ニ郵便局設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。

なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………三九七

沖縄県有限責任北谷村信用販賣購買組理事糸村昌盛外二十四名

提出「産業組合ニ対シ煙草小売指定ノ請願」の会議。委員長報告

の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………三九八

沖縄県中頭郡越来村字山内千七百七番地公吏比嘉清繁外二十二名

提出「越来村ニ郵便局設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採

第46回 大12・3・23

農業倉庫業法中改正法律案

決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………三九八

那覇、久米島間ニ無線電信設置ノ請願

「農業倉庫業法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決されて採決、可決。なお本法案は、会期との関係で貴族院において審議を議了することができず、廃案となった。……………四〇〇

那覇、久米島間ニ無線電信設置ノ請願

沖繩県島尻郡具志川村長仲村稟良金外三十四名提出「那覇、久米島間ニ無線電信設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………四〇二

第46回 大12・3・24

衆議院議員選挙法別表中改正ニ関スル建議案

「衆議院議員選挙法別表中改正ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……………四〇三

第50回 大14・2・21

衆議院議員選挙法改正法律案

「衆議院議員選挙法改正法律案」の第一読会。なお本法案は、普通選挙制を採用した、いわゆる普通法で、本法案の成立によって普通選挙が実現した。しかし本法案における沖繩関係は、別表において選挙区が全県一区に改められただけで、本法の成立の過程においては、沖繩県に関する論議がないところから本項以後の衆議院の審議及び前巻（第八巻）の貴族院の審議はすべて割愛した。……………四〇四

第50回 大14・3・12

本州ト島嶼間ノ交通ニ関スル建議案

「本州ト島嶼間ノ交通ニ関スル建議案」の会議。提出者の趣旨説明の後委員会に付託……………四〇六

第50回 大14・3・23

沖繩県財政経済ノ救済助長ニ関スル建議案

「沖繩県財政経済ノ救済助長ニ関スル建議案」（岸本賀昌君外三名提出）及び「沖繩県救済ニ関スル建議案」（安達謙蔵君外四名提出）の会議。動議により提出者の趣旨説明が省略され、理由書が速記録に掲載されることになった。……………四〇八

〃

沖繩県救済ニ関スル建議案

……………

〃

本州ト島嶼間ノ交通ニ関スル

……………

〃

本州ト島嶼間ノ交通ニ関スル

……………

建議案

(日程追加)

第50回 大14・3・24
 沖縄県ニ国立水産学校設置ノ
 請願

建議案とともに委員長報告が省略され、一括採決、可決……………四一六

沖縄県首里市金城町一丁目八番地土族官吏北村重敬外十一名提出
 「沖縄県ニ国立水産学校設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採
 決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四一八

「沖縄県財政経済ノ救済助長ニ
 関スル建議案

「沖縄県財政経済ノ救済助長ニ関スル建議案」及び「沖縄県救済
 ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決。なお、兩
 建議案と同趣旨と思われる「沖縄県補給金増額ニ関スル請願」が
 本会期に提出されているが、衆議院は、請願の取扱要領に従い、
 兩建議案の可決により同請願は「採択シタルモノト見做シ」、政
 府に送付している。したがって同請願は本会議の議事日程に記載
 されることなく、その審議も行われていない……………四一九

「(右二件は日程追加)

「酒造税法中改正法律案」の第一読会。なお本法案は、酒造税を
 二割程度増税するものの、沖縄県については財界不況のため県民
 が窮状に陥つているので、当分の間税率を従前の通りとし、ただ
 し県外に移出する分のみ増税される税率で課税しようというも
 の……………四二〇

第51回 大15・1・25

酒造税法中改正法律案
 (他の税制整理法案と一括議
 題)

國務大臣ノ演説ニ対スル質疑

「酒造税法中改正法律案」の第一読会の続……………四二五

「酒造税法中改正法律案」の第一読会の続……………四二五

第51回 大15・2・4

酒造税法中改正法律案

國務大臣ノ演説ニ対スル質疑

酒造税法中改正法律案
 (他の税制整理法案と一括議
 題)

酒造税法中改正法律案……………四二五

第51回	大15・2・21	酒造税法中改正法律案 (他の税制整理法案と一括議題)	「酒造税法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会、第三読会、採決、可決……………四二六
第51回	大15・3・6	農業倉庫業法中改正法律案	「農業倉庫業法中改正法律案」の第一読会。なお本法案には、従来農業倉庫の受寄物が穀物と繭に限られていたものを、沖縄県のように砂糖を主産物としている地域に対しては砂糖も受寄物とすることとし、同地方に農業倉庫を設置して地域の振興に寄与せしめることを目的とした改正条項が含まれている……………四二七
第51回	大15・3・16	農業倉庫業法中改正法律案	「農業倉庫業法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………四二八
第51回	大15・3・24	沖縄県救済ニ関スル建議案	「沖縄県救済ニ関スル建議案」(宜保成晴君外十六名提出)の会議。提出者の趣旨説明を省略の上即決されたいとの動議が決議されて採決、可決……………四三〇
第51回	大15・3・25	大田郵便局ニ集配事務開始ノ請願 黒糖及白下糖消費税免除ノ請願外一件 沖縄県ニ於ケル分蜜糖業保護ニ関スル請願外一件 大宜味郵便局ニ電信事務開始ノ請願	沖縄県島尻郡具志川村長仲村渠昌則外二十一名提出「大田郵便局ニ集配事務開始ノ請願」、沖縄県農会長亀井光政提出「黒糖及白下糖消費税免除ノ請願」、沖縄砂糖同業組合組長羽田格三郎外一名提出「同題名請願」、沖縄砂糖同業組合組長羽田格三郎外一名提出「沖縄県ニ於ケル分蜜糖業保護ニ関スル請願」、沖縄県農会長亀井光政提出「同題名請願」、沖縄県国頭郡大宜味村長金城銀助提出「大宜味郵便局ニ電信事務開始ノ請願」及び沖縄県沖縄馬車軌道株式会社取締役田島貞雄外一名提出「沖縄県ニ於ケル

＃	＃	沖繩県ニ於ケル軌道経営会社 ニ国庫補助ノ請願	軌道経営会社ニ国庫補助ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、 いずれも採択。なお各請願に採択に当たつての衆議院の意見書あ り。……………	四三五
第52回	昭2・1・27	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」、「関稅定率法中改正法律案」の 第一読會。なお前者には樽入黒糖の減税を図る改正条項が含まれ ている。……………	四三八
＃	＃	(右二件は他の税制整理法案 と一括議題)		
第52回	昭2・3・8	砂糖消費税法中改正法律案	「砂糖消費税法中改正法律案」、「関稅定率法中改正法律案」の 第一読會の続、第二読會。読會省略の動議が決されて採決、可決……………	四四八
＃	＃	(右二件は他の税制整理法案 と一括議題)		
第52回	昭2・3・11	地租条例第十三条ノ二ニ関ス ル請願	沖繩県島尻郡知念村長新垣孫一外一名提出「地租条例第十三条ノ 二ニ関スル請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択 に当たつての衆議院の意見書あり。本請願の趣旨は、久高島にお いては明治三十六年の土地整理の際、同島の五十一町歩の土地を 当時の組頭外十四名の共有地とした結果、一戸平均地価二十円未 満のものが地租名寄帳面上はいずれも二百円以上となっているの で地租条例第十三条の二(免租)を適用してもらいたいというも の。……………	四五六
＃	＃	沖繩県営鉄道買取並嘉手納、 名護間鉄道敷設ニ関スル建議 案	「沖繩県営鉄道買取並嘉手納、名護間鉄道敷設ニ関スル建議案」 (大城幸之一君外八名提出)の會議。提出者を代表して大城幸之 一君の趣旨説明あり。……………	四三七

第52回 昭2・3・25

沖繩県営鉄道買取並嘉手納、名護間鉄道敷設ニ関スル建議案

案

沖繩県ニ於ケル軌道経営会社ニ対スル国庫補助ニ関スル請願

議長ノ報告

「沖繩県営鉄道買取並嘉手納、名護間鉄道敷設ニ関スル建議案」の會議。委員長報告の後採決、可決……………四六〇

四四

沖繩県沖繩馬車軌道株式会社取締役田島貞雄外一名提出「沖繩県ニ於ケル軌道経営会社ニ対スル国庫補助ニ関スル請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………四六一

議長は、「議長ノ報告」において、さきに板野友造君から提出のあった「沖繩県下ニ於ケル開墾助成法施行ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、該質問主意書及び答弁書を掲載した。なお質問の要旨は、南大東島において東洋製糖株式会社が開墾助成法に基づいて大正九年から現在に至るまで年額六万円の補助を受けているが、同社は既に開墾の済んだ土地を未墾地として補助を受けていると言われる。政府はこの補助金支出を適法と認めた上における支出かというもの。……………四六二

第56回 昭4・2・5

議長ノ報告

第56回 昭4・2・26

議長ノ報告

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに漢那憲和君外一名から提出のあった「八重山山林開拓ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、該質問主意書及び答弁書を掲載した。……………四六三

四六三

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに伊礼肇君外一名から提出のあった「沖繩県産業振興資金利息補給ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、該質

第56回	昭4・3・19	議長ノ報告
第56回	昭4・3・23	沖繩県営鉄道買取ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県営鉄道国营移管ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県渡久地漁港修築ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県渡久地漁港修築ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県下ニ灯台設置ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県下ニ灯台設置ニ関スル建議案
〃	〃	八重山区裁判所復旧ニ関スル建議案
〃	〃	沖繩県南大東島ニ無集配郵便局設置ノ請願

間主意書及び答弁書を掲載した。……………四六六

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに漢那恵和君外一名から提出のあった「八重山山林開拓ニ関スル再質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、該質問主意書及び答弁書を掲載した。……………四六七

「沖繩県営鉄道買取ニ関スル建議案」(伊礼肇君外二名提出)、
「沖繩県営鉄道国营移管ニ関スル建議案」(亀割安蔵君外一名提出)、
「沖繩県渡久地漁港修築ニ関スル建議案」(漢那恵和君外二名提出)、
「沖繩県渡久地漁港修築ニ関スル建議案」(亀割安蔵君外二名提出)、
「沖繩県下ニ灯台設置ニ関スル建議案」(漢那恵和君外二名提出)、
「沖繩県下ニ灯台設置ニ関スル建議案」(亀割安蔵君外一名提出)、
「八重山区裁判所復旧ニ関スル建議案」(花城永渡君提出)の会議。趣旨説明を省略し、それぞれ委員会に付託……………四七〇

沖繩県島尻郡南大東島会社員江崎竜雄提出「沖繩県南大東島ニ無集配郵便局設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たっての衆議院の意見書あり。……………四七五

第56回 昭4・3・25

右七件の建議案

四六

第58回 昭5・5・13

沖縄県産業助成費継続支出ニ
関スル建議案

右七件の建議案の会議。それぞれ委員長報告の後採決、可決。なお「八重山区裁判所復旧ニ関スル建議案」以外の六件は、委員会でいづれも類似建議案の二件が一件の建議案に併合修正されている。

四七七

第59回 昭6・1・27

砂糖消費税法中改正法律案
(他の減税法案と一括議題)

「沖縄県産業助成費継続支出ニ関スル建議案」(漢那憲和君外三名提出)の会議。本建議案は、沖縄県産業助成費が昭和五年で予定年限となるころから昭和六年以降も継続して支出してもらいたいとの主旨だが、第五十八回帝国議会では、議事の都合で提出された百六十六件の建議案のうち一件の撤回を除き残り全部が審議未了となり、本建議案も同様の結果となった。

四八一

第59回 昭6・3・2

砂糖消費税法中改正法律案
(他の減税法案と一括議題)

「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会。なお本法案は、ロンドン海軍条約の成立により生じた余剰財源を同条約の趣旨に従い国民負担の軽減を図るための減税法案で、樽入黒糖の場合一割の減税となっている。

四八二

第59回 昭6・3・23

砂糖消費税法中改正法律案
(他の減税法案と一括議題)
沖縄県ニ国立水産学校並国立
水産試験場設置ニ関スル建議
案

「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会の続

四八四

第59回 昭6・3・24

那覇港鹿兒島港間並那覇港大
阪港間命令航路開始ニ関スル建議
案

「砂糖消費税法中改正法律案」の第二説会、第三説会、採決、可決

四八五

「沖縄県ニ国立水産学校並国立水産試験場設置ニ関スル建議案」(伊礼肇君外二名提出)の会議。本建議案は委員会に付託

四八六

<p>阪港間命令航路開始ニ関スル 建議案</p>	<p>阪港間命令航路開始ニ関スル 建議案</p>	<p>案（崎山副朝君提出）の会議。本建議案は委員会に付託……………四八八</p>
<p>沖繩県石垣町並名護町ニ区裁 判所設置ニ関スル建議案</p>	<p>沖繩県石垣町並名護町ニ区裁 判所設置ニ関スル建議案</p>	<p>「沖繩県石垣町並名護町ニ区裁判所設置ニ関スル建議案」（崎山副朝君提出）の会議。本建議案は委員会に付託……………四八八</p>
<p>沖繩県ニ高等水産学校設立ノ 請願</p>	<p>沖繩県ニ高等水産学校設立ノ 請願</p>	<p>首里市金城町一丁目八番地官吏豊田信勝外五名提出「沖繩県ニ高等水産学校設立ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四九一</p>
<p>国頭村東村ニ対スル国有林産 物無償譲与期間復活ノ請願</p>	<p>国頭村東村ニ対スル国有林産 物無償譲与期間復活ノ請願</p>	<p>那覇市久米町二丁目二十二番地仲井間宗一提出「国頭村東村ニ対スル国有林産物無償譲与期間復活ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四九一</p>
<p>本部村大字謝花ニ無集配郵便 局設置ノ請願</p>	<p>本部村大字謝花ニ無集配郵便 局設置ノ請願</p>	<p>那覇市久米町二丁目二十二番地仲井間宗一提出「本部村大字謝花ニ無集配郵便局設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四九二</p>
<p>伊江郵便局ニ集配事務開始ノ 請願</p>	<p>伊江郵便局ニ集配事務開始ノ 請願</p>	<p>那覇市久米町二丁目二十二番地仲井間宗一提出「伊江郵便局ニ集配事務開始ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四九二</p>
<p>一時賜金療兵ニ関シ恩給法一 部改正ノ請願</p>	<p>一時賜金療兵ニ関シ恩給法一 部改正ノ請願</p>	<p>那覇市垣花町幸喜必興外六名提出「一時賜金療兵ニ関シ恩給法一部改正ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………四九二</p>
<p>那覇鹿兒島間那覇大阪間及那 覇基隆間航路国营ニ関スル建 議案</p>	<p>那覇鹿兒島間那覇大阪間及那 覇基隆間航路国营ニ関スル建 議案</p>	<p>「那覇鹿兒島間那覇大阪間及那覇基隆間航路国营ニ関スル建議案」（当真副台君外四名提出）の会議。本建議案は委員会に付託……………四九三</p>

第59回 昭6・3・26

沖繩県ニ国立水産学校並国立水産試験場設置ニ関スル建議案

「沖繩県ニ国立水産学校並国立水産試験場設置ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……

四九五

〃 〃 〃

沖繩県石垣町並名護町ニ区裁判所設置ニ関スル建議案

「沖繩県石垣町並名護町ニ区裁判所設置ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……

四九六

〃 〃 〃

那覇港鹿兒島港間並那覇港大坂港間命令航路開始ニ関スル建議案

「那覇港鹿兒島港間並那覇港大坂港間命令航路開始ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……

四九六

〃 〃 〃

那覇鹿兒島間那覇大阪間及那覇基隆間航路国营ニ関スル建議案

「那覇鹿兒島間那覇大阪間及那覇基隆間航路国营ニ関スル建議案」の会議。委員長報告の後採決、可決……

四九六

第62回 昭7・6・13

議長ノ報告

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに伊礼肇君から提出のあった「沖繩県振興計画実施ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、該質問主意書及び答弁書を掲載した。

四九八

第62回 昭7・6・14

昭和三年度歳入歳出總決算、昭和三年度各特別会計歳入歳出決算

(右決算は他の決算と一括議題)

「昭和三年度歳入歳出總決算、昭和三年度各特別会計歳入歳出決算」の会議。なお同決算の委員会報告書に、①預金部資金運用の不当事項として、大蔵省預金部において百万円を沖繩県債引き受けの形式により沖繩興業銀行に融通した件、②国有財産管理の不当事項として、沖繩県下の国有林貸し付け及び地上立木の払い下げの件、③政府の弁明を認めたものとして、那覇税務署の徴収に係るものが報告されている。

五〇〇

第63回 昭7・9・2 沖縄県振興計画案促進ノ請願

第64回 昭8・2・18 地租法中改正法律案

地租法中改正法律案

(右二件は他の法案と一括議題)

第64回 昭8・2・25 地租法中改正法律案

地租法中改正法律案

(右二件は日程追加の上他の法案と一括議題)

第64回 昭8・3・14 議長ノ報告

第64回 昭8・3・23 昭和五年度歳入歳出総決算、昭和五年度各特別会計歳入歳出決算

(右決算は他の決算と一括議題)

第64回 昭8・3・25 沖縄航路改善ニ関スル建議案

那覇市ニ高等水産専門学校設

那覇市天妃町二丁目七番地新聞記者仲吉良光外百七十六名提出
「沖縄県振興計画案促進ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五〇三

「地租法中改正法律案」(金城紀光君外五名提出)、「地租法中改正法律案」(伊礼肇君提出)の第一読会。なお両法案は、疲弊している沖縄県及び鹿児島県大島郡の地租を低減しようというもの。……………五〇五

「地租法中改正法律案」、「地租法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決されて採決、可決。なお両法案は、他の法案と併合修正され一案とされた上、採決に付された。本法案は、貴族院において審議未了となった。……………五〇七

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに高田松平君(栃木県選出)から提出のあった「沖縄県振興ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があつた旨報告、該質問主意書及び答弁書を掲載した。……………五一一

「昭和五年度歳入歳出総決算、昭和五年度各特別会計歳入歳出決算」の会議。なお同決算の委員会報告書に、農林省において収入未済に属するものとして、島尻郡港川漁業組合に交付した漁業共同施設奨励金に關し、調査不十分のため多額の奨励金を許取され、返還を命じても納入がなく不当である旨の報告あり。……………五一三

「沖縄航路改善ニ関スル建議案」、「那覇市ニ高等水産専門学校設置ニ関スル建議案」(いずれも花城永渡君提出)の会議。委員

置ニ関スル建議案
中城村大字喜舎場ニ郵便取扱
所設置ノ請願

長報告の後採決、いずれも可決……………
沖繩県中頭郡中城村大字仲順二百二十三番地医師太田為正外四名
提出「中城村大字喜舎場ニ郵便取扱所設置ノ請願」の會議。委員
長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。
……………

五一八

美里村上方ニ郵便局設置ノ請
願

沖繩県中頭郡美里村長平田嗣一提出「美里村上方ニ郵便局設置ノ
請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつて
の衆議院の意見書あり。……………

五一八

南洋群島ニ於ケル金融制度確
立ノ請願

南洋マリアナ群島サイパン島北ガラパン四丁目三十四番地農湧上
覺人提出「南洋群島ニ於ケル金融制度確立ノ請願」(以下の請願
二件とも同人の提出)、「南洋群島ニ中等教育並社会教育機関設
置ノ請願」、「南洋群島ノ青果類移出解禁ニ関スル請願」の會
議。委員長報告の後採決、いずれも採択。なお採択に当たつての
衆議院の意見書がそれぞれの請願にあり。……………

五一九

南洋群島ノ青果類移出解禁ニ
関スル請願

首里市金城町一丁目八番地官吏豊田信勝外十九名提出「沖繩県ニ
高等水産学校建設ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。
なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………

五二〇

地租法中改正法律案
(他の同題名法案と一括議
題)

「地租法中改正法律案」(金井正夫君(鹿児島県選出)外四名提
出)の第一読会。なお本法案は、疲弊した鹿児島県大島郡及び沖
繩県の地租を低減しようというもの。……………

五二一

第65回

昭9・3・6

地租法中改正法律案
(他の同題名法案と一括議
題)

「地租法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の
動議が決議されて採決、可決。なお本法案は、他の法案と併合修正

第65回

昭9・2・8

地租法中改正法律案
(他の同題名法案と一括議
題)

「地租法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の
動議が決議されて採決、可決。なお本法案は、他の法案と併合修正

五二一

第67回	昭10・3・7	関稅定率法中改正法律案
第65回	昭9・3・10	沖繩縣ニ高等水産學校建設ノ請願
第65回	昭9・3・24	沖繩縣官吏ノ待遇改善ニ関スル建議案
第65回	昭9・3・25	シヤム國産碎白米輸入許可ニ関スル建議案
第65回	昭9・3・25	与那原港修築ノ請願
第65回	昭9・3・25	美里村上方ニ郵便局設置ノ請願
第65回	昭9・3・25	議長ノ報告

(題)

され、一案とされた上採決に付された。本法案は貴族院において審議未了となった。……………五二四

首里市金城町一丁目八番地官吏豊田信勝外二十名提出「沖繩縣ニ高等水産學校建設ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五二六

「沖繩縣官吏ノ待遇改善ニ関スル建議案」(高田松平君外二名提出)の會議。委員長報告の後採決、可決……………五二八

「シヤム國産碎白米輸入許可ニ関スル建議案」(花城永渡君提出)の會議。委員長報告の後採決、可決……………五二八

沖繩縣島尻郡大里村字与那原吉田安藏提出「与那原港修築ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五三〇

那覇市崇元寺町一丁目二十八番地金城紀光提出「美里村上方ニ郵便局設置ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五三〇

議長は、「議長ノ報告」において、さきに伊礼肇君から提出のあった「米穀統制政策ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があつた旨報告、質問主意書及び答弁書を掲載した。……………五三一

「関稅定率法中改正法律案」(政府提出)の第一読会における伊礼肇君の質疑及び政府委員男爵矢吹省三君の答弁。質疑の趣旨は、近時製菓業組合が中心になつて砂糖関稅及び同附加稅の撤廢運動がなされつつあるが、沖繩縣のように砂糖の生産費が高く原

第67回	昭10・3・12	議長ノ報告	価割れ状態で製造を続けている中で、その撤廃がなされると沖縄糖業は全滅に瀕するが、政府は本問題についてどう考えているかというもの。……………	五三三
第67回	昭10・3・25	沖縄航路改善ニ関スル建議案 沖縄航路改善ニ関スル建議案	議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに伊礼肇君から提出のあった「米穀政策並砂糖関税及同附加税ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、質問主意書及び答弁書を掲載した。……………	五三六
〃	〃	中城郵便局ニ集配事務開始ノ 請願	「沖縄航路改善ニ関スル建議案」(伊礼肇君提出)の会議。委員長報告の後採決、可決。なお両案は委員会において併合修正され、委員長報告のとおり決された。……………	五三九
〃	〃	沖縄航路国营ニ関スル請願	沖縄県中頭郡中城村公吏伊佐常喜提出「中城郵便局ニ集配事務開始ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………	五四一
〃	〃	与那原港修築ノ請願	沖縄県宮古郡平良町字西里三百番地盛島明長外六名提出「沖縄航路国营ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………	五四一
〃	〃	泡盛原料外米輸入許可ニ関スル請願	沖繩県島尻郡大里村大字与那原農吉田安藏提出「与那原港修築ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………	五四二

湊水港及石垣港修築促進ニ関スル建議案

「湊水港及石垣港修築促進ニ関スル建議案」(漢那憲和君外四名提出)の會議。委員長報告の後採決、可決……………五四四

沖繩県航路国营ニ関スル建議案

「沖繩県航路国营ニ関スル建議案」(漢那憲和君外一名提出)、「沖繩県航路国营ニ関スル建議案」(伊礼肇君外一名提出)の會議。委員長報告の後採決、可決。なお両案は委員会において併合修正され、委員長報告のとおり決された……………五四四

沖繩県航路国营ニ関スル建議案

沖繩県中頭郡越来村長島袋義良外七名提出「越来郵便取扱所昇格ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………五四六

越来郵便取扱所昇格ノ請願

沖繩県中頭郡越来村長代理助役島袋秀英外九名提出「越来郵便取扱所昇格並電話事務開始ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………五四六

第二期林野治水事業実施ノ請願

沖繩県中頭郡越来村大字渡久地四十番地公吏仲宗根源榮提出「謝花郵便局ニ集配並電信電話事務開始ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………五四九

越来郵便取扱所昇格並電話事務開始ノ請願

沖繩県中頭郡本部村大字渡久地四十番地公吏仲宗根源榮提出「謝花郵便局ニ集配並電信電話事務開始ノ請願」の會議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………五四九

謝花郵便局ニ集配並電信電話事務開始ノ請願

沖繩県島尻郡高嶺村農会長上原精栄、沖繩県八重山郡石垣町石垣町農会長大浜孫伴、沖繩県島尻郡知念村農会長親川榮蔵、沖繩県中頭郡宜野湾村宜野湾村農会長天久流水、沖繩県宮

戸数割ノ廃止及地方財政調整交付金制度確立ニ関スル請願

の採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり……………五四九

古郡平良町平良町農会長石原雅太郎が各個に提出した同題名の「戸数割ノ廃止及地方財政調整交付金制度確立ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………

五四九

沖繩県島尻郡知念村知念村農会長親川栄藏提出「国民負担ノ均衡ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………

五五〇

沖繩県中頭郡西原村宮平光清外三名、沖繩県島尻郡大里村大里村農会長知念治雄が各個に提出した同題名の「戸数割ノ廃止及地方財政調整交付金制度確立ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………

五五〇

「沖繩県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外四名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決……………

五五二

大分市大字大分五十一番地大分県教育会長菅沢肇外七名提出「沖繩県ニ官立専門学校設置ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………

五五三

「沖繩県宮古八重山両郡ニ植物検査所設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外一名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決……………

五五四

「沖繩県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外一名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決……………

五五五

「沖繩県宮古八重山両郡ニ灯台設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外一名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決……………

五五六

国民負担ノ均衡ニ関スル請願	〃	〃	〃	〃	〃
戸数割ノ廃止及地方財政調整交付金制度確立ニ関スル請願	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県ニ官立専門学校設置ノ請願	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県宮古八重山両郡ニ植物検査所設置ニ関スル建議案	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案	〃	〃	〃	〃	〃
沖繩県宮古八重山両郡ニ灯台設置ニ関スル建議案	〃	〃	〃	〃	〃

第71回 昭12・8・7

屋部郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願

沖縄県国頭郡名護町長岸本幸盛提出「屋部郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。

五五八

沖縄県ニ無水アルコール工場設置ニ関スル建議案

「沖縄県ニ無水アルコール工場設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外三名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決

五五九

沖縄県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案

「沖縄県宮古郡ニ飛行場設置ニ関スル建議案」(盛島明長君外三名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決

五六〇

沖縄県航路国営ニ関スル建議案

「沖縄県航路国営ニ関スル建議案」(盛島明長君外三名提出)の会議。委員長報告の後採決、可決

五六〇

米穀配給統制法案

「米穀配給統制法案」の第一読会。沖縄県選出小田榮君は、本法案の質疑応答に当たり、沖縄県における蔗作農民の現状と政府の台湾における米及び砂糖に対する施策との関係における製糖業の国家統制についてただし、桜内農林大臣がそれに答えた。

五六一

沖縄県ニ専門学校設立ノ請願

熊本市南千反畑町三十八番地熊本県教育会長赤星典太提出「沖縄県ニ専門学校設立ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。

五六五

国民負担不均衡是正ニ関スル請願

沖縄県宮古郡宮古郡農会長明知延佳外二名、沖縄県国頭郡国頭郡農会長長嶺安心が各個に提出した同題名の「国民負担不均衡是正ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。

五六五

農村部落団体活動助成金交付ニ関スル請願

沖縄県宮古郡宮古郡農会長明知延佳外二名、沖縄県国頭郡国頭郡農会長長嶺安心が各個に提出した同題名の「農村部落団体活動助

第75回	昭15・2・8	酒税法案 砂糖消費税法中改正法律案 (他の税制整備・増税法案と一括議題)	成金交付ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五六六
第75回	昭15・3・17	酒税法案 砂糖消費税法中改正法律案 (他の税制整備・増税法案と一括議題)	「酒税法案」及び「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会。なおこれらの税法は、支那事変の長期化に伴い各税法の整備と増税のため政府から提案されたもので、「酒税法」においては沖縄県の酒類造石税の特例を設け、また「砂糖消費税法中改正法律案」においては約二割の増税と従来色相によつて課税してきた方法を製造方法によつて課税する方法に改める規定を置いている。……………五六七
第75回	昭15・3・24	沖繩県産黒糖白下糖公定価格引上ニ関スル請願	「酒税法案」及び「砂糖消費税法中改正法律案」の第一説会の統、第二説会、第三説会、採決、可決……………五七一
第76回	昭16・2・4	沖繩県ニ専門学校設立ノ請願 府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案 (他の法案と一括議題)	沖繩県宮古郡下地村大字米間三番地農業大浦明榮外三万八千九百六十七名提出「沖繩県産黒糖白下糖公定価格引上ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五七四
			宮崎市本町二十七番地宮崎県教育会長菊池武夫外七名提出「沖繩県ニ専門学校設立ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。……………五七五
			「府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案」の第一説会……………五七六

第76回	昭16・2・8	府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案 (日程追加の上他の法案と一括議題)	「府県会議員、市町村会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………五七八
第77回	昭16・11・17	酒税等ノ増徴等ニ関スル法律案 (他の法案と一括議題)	「酒税等ノ増徴等ニ関スル法律案」の第一読会。なお同法案は、臨時軍事費や戦時体制強化のため増税されるもので、同法案の中には「砂糖消費税」の改正が含まれ、前年の改正からさらに二割の増税となっている。……………五八〇
第77回	昭16・11・19	酒税等ノ増徴等ニ関スル法律案 (日程追加の上他の法案と一括議題)	「酒税等ノ増徴等ニ関スル法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………五八二
第81回	昭18・1・29	砂糖消費税法中改正法律案 (他の増税法案と一括議題)	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会。なお同法案は、戦力増強を図るとともに臨時軍事費の財源に充てるため増税しようというもので、約二割の増税となっている。……………五八四
第81回	昭18・2・12	砂糖消費税法中改正法律案 (日程追加の上他の増税法案と一括議題)	「砂糖消費税法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会。読会省略の動議が決議されて採決、可決……………五八六
第82回	昭18・6・16	道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案 (日程追加)	「道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案」の第一読会……………五八八
		道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案	「道府県会議員等ノ任期延長ニ関スル法律案」の第一読会の続、……………五七七

第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………五九〇

関スル法律案

(日程追加)

第84回 昭19・1・22 所得税法外二十九法律中改正

法律案

「所得税法外二十九法律中改正法律案」の第一説会。なお同法案は、戦局の苛烈化に伴い臨時軍事費を中心に諸経費の増額に対応するため租税の増収を図ろうとするもので、酒税法において沖縄県に対する特例、砂糖消費税法において一般用約二割、業務用約十割の引き上げの規定が含まれている。……………五九二

第84回 昭19・1・28 所得税法外二十九法律中改正

法律案

「所得税法外二十九法律中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………五九四

第84回 昭19・3・24 沖縄県各種施設拡大大強化ノ請願

願

北海道旭川市六条通二丁目左仲七号会社員坂東輝信提出「沖縄県各種施設拡大大強化ノ請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお採択に当たつての衆議院の意見書あり。本請願の提出者は北海道在住なるも沖縄県と関係のあるところから採録した。……………五九五

第86回 昭19・12・27 国務大臣ノ戦況報告ニ関スル

件

「国務大臣ノ戦況報告ニ関スル件」において海軍大臣米内光政君は、十月十日敵機動部隊の航空機群が沖縄、宮古等に襲撃し、我が方の地上施設及び船舶に若干の損害を与えたと報告した。……………五九七

第86回 昭20・3・18 昭和十八年法律第九十号中改正法律案(道府県会議員等ノ

任期延長ニ関スル件)

「昭和十八年法律第九十号中改正法律案」の第一説会……………五九九

(他の法案と一括議題)

第86回 昭20・3・22 昭和十八年法律第九十号中改正法律案(道府県会議員等ノ

任期延長ニ関スル件)

「昭和十八年法律第九十号中改正法律案」の第一説会の続、第二説会。説会省略の動議が決議されて採決、可決……………六〇一

第87回	昭20・6・8	議長候補者選挙 任期延長ニ関スル件 (日程追加の上他の法案と一括議題)
第87回	昭20・6・9	国務大臣ノ演説
第87回	昭20・6・9	国務大臣ノ戦況報告ニ関スル件
第88回	昭20・9・4	全院委員長ノ選挙
第89回	昭20・12・1	衆議院議員選挙法中改正法律案 (他の法案と一括議題)

「議長候補者選挙」において、島田俊雄君、猪野毛利栄君とともに沖繩県選出議員の漢那憲和君が当選した。なお当時の衆議院議長は、まず三名の議長候補を選出し、選出された者を内閣を経て天皇に奏上し、その中から勅任する方法をとっていた。本件の場合においては、島田俊雄君が勅任された。

六〇三

「国務大臣ノ演説」において、内閣総理大臣野呂寅太郎君は沖繩戦に触れ、戦局は漸次急迫し本土の一角たる沖繩に敵の侵寇を見るに至り、陸海軍一体の勇戦と官民の敢闘により敵に多大な損害を与えているとし、これは永く青史に記録されるべきものであると述べている。

六〇五

「国務大臣ノ戦況報告ニ関スル件」において、陸軍大臣阿南惟幾君及び海軍大臣米内光政君が現下における沖繩戦の戦況を報告した。

六〇八

「全院委員長ノ選挙」において沖繩県選出議員漢那憲和君が当選した。なお全院委員会は議院の全員で構成するもので、委員長は各会期の初めに議員中から互選するようになっていた。

六一一

「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一説会。なお本法案には、沖繩県の定数を「五人」から「二人」に、また沖繩県及び北海道庁根室市庁管内国後郡、択捉郡等については勅令をもって定

第89回 昭20・12・11 衆議院議員選挙法中改正法律案

案

(日程追加の上他の法案と一括議題)

第89回 昭20・12・14 引揚民援護ニ関スル質問

第89回 昭20・12・15 衆議院議員選挙法中改正法律案

案

第90回 昭21・6・24 国務大臣ノ演説ニ対スル質疑

第90回 昭21・10・11 沖縄県人救援ニ関スル請願

めるまでは選挙を行わない旨の規定がある。……………六一二

「衆議院議員選挙法中改正法律案」の第一読会の続、第二読会、

第三読会、採決、可決……………六一六

議長は、議事日程に入る前の「議長ノ報告」において、さきに伊礼肇君から提出のあった「引揚民援護ニ関スル質問」に対し政府から答弁書の送付があった旨報告、同質問主意書及び政府の答弁書を掲載した。なお同質問の主旨は、沖縄県から九州各県に疎開した者並びに南方各地から本土に引き揚げ、未だ沖縄県に帰県できず滞留している沖縄県民に対する政府の経済面及び向寮対処策をただしたものである。……………六一九

「衆議院議員選挙法中改正法律案」(貴族院回付)の会議。貴族院の修正どおり可決……………六一二

「国務大臣ノ演説ニ対スル質疑」において、日本共産党を代表して質疑に立った徳田球一君は、「戦災者、帰還同胞、復員戦士等の擁護」の中で、特に南洋等外地から引き揚げてきた沖縄県人の悲惨な状況に触れ、政府の施策をただした。しかし政府は沖縄県人に対する施策については答弁しなかった。……………六一二

東京都大森区池上徳持町九五ノ三番地会社員松田精太郎提出「沖縄県人救援ニ関スル請願」の会議。委員長報告の後採決、採択。なお本請願の趣旨は、九州地方へ強制疎開された約五万の老幼婦

女子、外地引揚者二十数万の沖縄県人は、困窮の極みに達しその
教授は緊急を要するので、政府において速やかに特別な取り計ら
いをしてもらいたいというもの。.....

六二四